

## 推薦書類の作成及び提出に関する留意事項について（宮城県知事による推薦）

### 1 推薦基準

過去に宮城県卓越技能者（宮城の名工）を受賞したことがある現役の技能者を対象とします。過去に大臣表彰に推薦して受賞に至らなかった者についても推薦することができますが、調書等の記載内容は前回と同じとせず、より一層技術等をアピールする内容としてください。

### 2 推薦書類の記載に当たっての留意点について

#### (1) 推薦書類様式の入手について

様式は、県ホームページよりダウンロードして作成してください。

#### (2) 推薦可能人数について

推薦できるのは1職種につき1名までです。ただし、女性技能者を1名以上推薦する場合は2名までとします。

#### (3) 推薦書類の作成について

県ホームページに掲載の「調書記載要領」，「【必読】推薦書類一式作成上の具体的留意点」，「記載例」及び「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に基づき、以下の推薦書類一式を作成の上、提出してください。

- ① 様式1（推薦書頭紙例）
- ② 様式2（被推薦者名簿）
- ③ 様式3\*（調書1～3）

※様式に“様式3の1”と記載されておりますが，“様式3の2”以降はございません。

- ④ 様式4（写真）
- ⑤ 様式5（専門用語集）※該当がある場合のみ
- ⑥ 住民票の写し
- ⑦ その他の資料（新聞記事等・説明書，図面，写真等・特許，実用新案等の資料・表彰，職業能力検定等に係る資料）
- ⑧ 提出書類チェックリスト

県ホームページ「技能者表彰 推薦書類様式等ダウンロード」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan3-youshiki.html>

県ホームページにアクセスできない場合や、様式等がダウンロードできない場合は、3の(1)に記載の担当までご連絡ください。

### 3 推薦書類の提出について

#### (1) 提出方法について

2の(3)に記載の推薦書類について、以下の方法にて担当あてに提出してください。

提出書類	提出方法
①～⑤及び⑦～⑧	メールによるデータ提出*
⑥ 住民票の写し	郵送等による紙面の提出（コピーしたものは不可）

- ※ ①～⑤及び⑦～⑧について、メールでの提出が困難な場合は、担当まで事前に連絡の上、CD-R 又は DVD-R にデータを保存し、⑥と併せて提出してください。  
(提出された調書・資料等は返却しませんので、予めご了承ください。)

なお、電子メールでの提出にあたっては以下のことを厳守願います。

- (ア) 1名分のすべての推薦書類をパスワード付き ZIP により圧縮して1つのファイルにすること。

圧縮したファイルのファイル名は「R 4 (被推薦者名) 推薦書類一式.zip」とし、1つのファイルに複数名の推薦書類は絶対に入れないこと。

例) R 4 (宮城 花子) 推薦書類一式.zip

- (イ) 圧縮したファイルの大きさは1名につき1メガバイト以内にする。

- (ウ) 1通のメールに添付したファイルのサイズが計10メガバイト以上となった場合は、1通につき計10メガバイト未満になるよう複数に分けて送信すること。

- (エ) すべての推薦書類送付後、添付ファイルを付けない別メールにて ZIP ファイルのパスワードを送信すること。複数のメールに分けて書類を送付した場合は、何通に分けて送付したかを明記すること。また、その際のメールのタイトルは「【パスワード送付】」と付したものとすること。

- (オ) アップローダー等の外部ストレージサービスは使用しないこと。

**【担当 (提出先)】**

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
宮城県経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第二班  
電話：022-211-2763 (受付時間 平日午前8:30～午後5:15)  
メールアドレス：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp

**(2) 推薦書類の提出期限**

推薦書類の提出期限は以下の通りとします。

令和4年2月25日 (金) 17時15分 (必着)

**4 個人情報について**

被表彰者となった方の個人情報 (氏名, 年齢, 職業, 就業先, 技能功績概要, 顔写真等) については, ホームページ等で公表するので, あらかじめ被推薦者に説明し, 同意を得てください。

**5 被推薦者の事情の変更等による報告について**

推薦書類提出後に, 被推薦者が禁固以上の刑に処せられ, 若しくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合又は提出書類の記載内容に変更 (死亡, 病気, 現役引退, 人事異動, 転職, 住所変更等) 若しくは誤りがあった場合には, 速やかに担当まで報告してください。